

2026 小規模保育事業 ぴこえびす保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	社会福祉法人 恵美寿福祉会
所 在 地	大阪市 住之江区 東加賀屋4丁目3-15
電 話 番 号	06-6686-0081
代表者氏名	理事長 辻本 憲吾

2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 名 称	ぴこえびす保育園 ショップ南海住吉
施 設 の 所 在 地	大阪市 住吉区 長峽町3-14
電 話 ・ F A X	06-6690-7774
管 理 者	佐藤 知子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 6人 1歳児6人 2歳児 7人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 13人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	2022年 4月 1日

3 事業の目的・運営方針

ぴこえびす保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施 設

建物	構 造	鉄骨造
	延べ面積	1 6 6 . 3 5 m ²
屋外遊戯場		近隣公園

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	0 歳児
保育室	1 室	1 . 2 歳児
その他	調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 当園は子どもひとりひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される小規模保育園を目指します。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 2022 年 4 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
保育責任者	施設長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育を行う	1	1	0	
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	6	4	2	

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 22 日大阪市条例第 101 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
保育責任者	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）

非常勤保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
--------	----------------------

※ 職務、ローテーションにより各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

送迎は保護者各位でお願い致します。

ただし、年末年始及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

業務委託（調理業務は株式会社プロバイダーが行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時45分頃	11時30分頃	15時頃	
1歳児	9時45分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	9時45分頃	11時30分頃	15時頃	

- ※ 献立表は毎月 HP にてお知らせします。
- ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

医療機関の「食物アレルギーに関する生活管理指導表」のもとに
管理栄養士と保護者の個別懇談を行います。

除去食に対応。

食物アレルギー対応マニュアル有。

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供

ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

(2) 連携施設

えびす保育園

運営主体	社会福祉法人恵美寿福祉会
所在地	大阪市住之江区東加賀屋4丁目3-15
連携内容	・当園における保育終了後の継続的な受け入れ（2名） ・集団保育を体験させるための機会の設定 ・代替保育の提供、保育の助言
電話番号	06-6686-0081

浜口保育所

運営主体	社会福祉法人 なみはや福祉会
所在地	大阪市住之江区浜口西3-4-6
連携内容	当園における保育の提供終了後の継続的な受入れ（2名）
電話番号	06-6674-3835

聖愛クロス保育園

運 営 主 体	株式会社 OCC キッズ
所 在 地	大阪市住吉区住吉 2-10-23
連 携 内 容	・当園における保育の提供終了後の継続的な受け入れ（1名） ・集団保育を体験させるための機会の設定 ・代替保育の提供、保育の助言
電 話 番 号	06-6676-5551

第2住之江保育園

運 営 主 体	社会福祉法人 住之江福祉会
所 在 地	大阪市住之江区御崎 8-8-1
連 携 内 容	当園における保育の提供終了後の継続的な受け入れ（1名）
電 話 番 号	06-6685-5681

きのみむすび保育園

運 営 主 体	社会福祉法人 喜和保育事業会
所 在 地	大阪市住之江区西加賀屋 4-4-10
連 携 内 容	当園における保育の提供終了後の継続的な受け入れ（1名）
電 話 番 号	06-6682-3001

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日

までは保育を提供します。)

- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	森田医院
医院長名又は医師名	森田 恵
所在地	大阪市住之江区東加賀屋4丁目5-23
電話番号	06-6682-2397

(2) 歯科、小児歯科

医療機関の名称	三光寺歯科診療所
医院長名又は医師名	三光寺 幸治
所在地	大阪市住之江区浜口西1丁目7-9
電話番号	06-6676-3456

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知設備 有 ・消火器 有 ・非常警報器具・設備 有 ・誘導灯 有 ・スプリンクラー 有 ・避難器具 有 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 佐藤知子 ・責任者 辻本愛子 ・ご利用時間 7:30～ 18:30 ・電話番号・FAX 06-6690-7774 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	坂本 峰徳	社会福祉法人恵美寿福祉会 理事・監事

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では以下の保険に加入し、万が一の事故には損害賠償対応します。

保険の種類	東京海上日動火災保険 大型施設損害賠償保険
保険の内容	園児、来訪者、従業員に対する賠償責任保険
保険金額	施設・エレベーター・生産物 対人1名2億円、 1事故10億円、対物1事故200万円

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和5年9月	
自己評価の実施状況	検討中	

23 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無） 無し

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

25 園児の利用状況（毎年4月1日現在）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0歳児	1人	0人	2人
1歳児	7人	7人	7人
2才児	4人	6人	6人

＜別表＞

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容負担を求める理由及び目的	金額
制服等代・用品代 ＊連絡帳が無くなり次第購入になります	カラー帽子	990 円
	連絡帳（1 冊）	180 円
	ゴム印	400 円
行事費 教材費	年間行事に係る費用（実費） 七夕・夏のお楽しみ会・ クリスマス会	6500 円
災害給付金	日本スポーツ振興センター	年間負担額 210 円
超過保育料金	認定時間を過ぎた場合	10 分ごとに 300 円

※ 今後、負担金が多少変動する場合がございますが、ご了承ください。